# 仙台市地域防災計画修正箇所一覧表(抄)

# (風水害等災害対策編)

頁	該当箇所		
P2 第1部 第1章 第1節 風水害等に よる被災を防ぐ	2. 河川氾濫から身を守る【市民・企業・地域団体等】 大雨や洪水に関する気象情報を確認したら、いつでも避難できるように準備をします。 <u>自分のいる場所で雨が降っていなくても河川上流で大雨となっている場合や、</u> 雨の強さがそれほど強くなくても、長い時間降り続けた場合などには注意が必要です。市から発令される避難勧告等の情報に十分注意します。		
P3 第1部 第1章 第1節 風水害等に よる被災を防ぐ	5. 竜巻からなどの激しい突風から身を守る【市民・企業・地域団体等】  (1) 天気予報などの中で「雷」「突風」「竜巻」「大気の状態が不安定」などのキーワードがあるときは、 雷注意報の発表に注意を払い、雷注意報で「竜巻などの激しい突風に注意」と呼びかけられたら、注意報本文にある雷注意報期間中は数時間から半日の間は天気が急に変わることに心構えをして、空模様やその後の情報に注意します。  (2) (略)  (3) 積乱雲の近づく兆しを感じたら、竜巻などの激しい突風が発生する可能性があるので、さらに次のような竜巻の特徴に注意します。  (4) 竜巻などの激しい突風の発生を確認したら、すぐに次のように身を守るための行動をとります。		
P4 第1部 第1章 第2節 災害情報を 入手する	【参考】市の取り組み  1. 災害情報等の広報内容 市や防災関係機関は、災害発生時に迅速かつ正確で分かりやすい情報の伝達に努めます。市民等に伝達される主な情報の内容は以下のとおりです。  時期  の 変 災害発生前 ①気象等に関する警報等(大雨・洪水に関する警報・注意報、竜差注意情報、特別警報等) ②河川水心情報 ③11 注水予報 ③14 注砂災害警戒情報 ※ 上記情報の収集先 ・テレビのデータ放送 ・仙台管区気象台ホームページ ・国土交通省「川の防災情報」webサイト ・宮城県土木部「総合情報システム」webサイト ・宮城県土木部「総合情報システム」webサイト ・宮城県土木部「総合情報システム」webサイト ・宮城県土木部「総合情報・②住宅関連情報 ②住宅関連情報 ②各種減免措置等の状況 ⑤復興関連情報 ⑥その他(被災地からの情報発信を含む)	誤記の修正 伝達される情報 内容について、 新たに明記 表現の統一	
P6 第1部 第1章 第3節 適切な避難 行動を行う	1. 避難勧告等の発令基準と対象地域 (市民・企業・地域団体等) 災害が発生する危険性のある場合、次の区分により市から避難勧告等が発令されます。  情報の	避難勧告等に関するガイドラインの修正 表現の修正	

### **P7** 【参考】市の避難<mark>情報</mark>勧告等</mark>の基準 表現の統一 第1部 避難勧告等に関 避難準備<del>情報</del>·高齢者等避 避難勧告 避難指示(緊急) 第1章 難開始 するガイドライ 第3節 適切な避難 ンの修正 行動を行う (略) (略) (略) 土砂災害 (略) (略) (略) ・基準観測所における水位 ・基準観測所における水位 ・基準観測所における水位 避難勧告等に関 が、はん濫危険水位(洪水 が、はん濫注意避難判断水 が、<del>避難判断</del>氾濫危険</u>水位 するガイドライ 特別警戒水位)に達し、 位に達し、なお上昇のおそ (洪水特別警戒水位) に達 ンの修正 お上昇のおそれがある場 れがある場合 し、なお上昇のおそれがあ 表現の統一 ・ <u>はん</u>氾濫<u>注意警戒</u>情報 る場合 • はん濫危険情報 (洪水警 (洪水<del>注意報</del>警報</u>)が発表 •<del>はん<u></u></del>氾濫警戒<u>危険</u>情報(洪 報)が発表された場合 された場合 水警報)が発表された場合 ・浸透・<mark>浸食</mark><u>侵食</u>による堤 ・浸透・<mark>浸食</mark>侵食</u>による堤 ・ はん 氾濫発生情報 (洪水 防の変状を発見した場合 防の異常な変状が確認され 警報) が発表された場合そ た場合 の他はん氾濫の発生が確 洪 認された場合 ・氾濫が発生するおそれが 高まった場合 ・異常な浸透・浸食侵食に よる堤防の変状の進行に より、堤防決壊のおそれが 高まった場合 ○避難勧告等の発令範囲は、洪水浸水想定区域(水防法第14条)を基本とする。 大雨時の避難所 開設に関する事 ・台風等により本市内に甚 項の修正 大な被害が発生するおそ れがある場合 ・ 土砂災害危険箇所等に 大雨 関係する町丁目単位の 地域 • 洪水浸水想定区域(水 防法第 14 条) (略) (略) (略) その 他の 災害 (略) (略) (略) 避難勧告等に関 するガイドライ ンの修正 ※避難準備<del>情報</del>·高齢者等避難開始: 避難勧告又は指示(緊急)に基づく避難の実施行動を迅速かつ的確に実施するた め、防災関係機関による避難場所・誘導路及び誘導要領の確認・調整、避難所の 開設、避難者の受け入れ準備並びに居住者等の物心両面にわたる準備を整え、避 難行動に時間を要する者については、避難行動を開始すべき段階にあることを知 らせる情報をいう。 ※避 難 勧 告 : 避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊 重することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置 を勧め、又は促す行為である。 ※避難指示 (緊急) : 被害の発生する危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告より も拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等 の安全確保措置をとらせる行為である。

※具体的な基準については、別途定める。

P9	2. 周辺に浸水や道路冠水が見られない場合【市民・企業・地域団体等】		
第1部	(1) ~(2) (略)		
第1章			
第3節 適切な避難	(3) 避難方法	表現の修正	
行動を行う			
	どの安全な場所へ避難します。		
	ただし、災害の状況等により他の避難先への避難が必要になった場合は、市職員、消防吏員、消防		
	団員、警察官等の指示に従い避難します。		
P11	   1. 災害時の地域団体等の活動【市民・地域団体等】		
第1部			
第1章	$(1) \sim (2)$ (略)		
第4節 地域で組織	(3) <b>避難誘導活動</b>		
的に活動する	ア 避難準備 <mark>情報<u>・高齢者等避難開始</u>発令時の避難誘導</mark>	避難勧告等に関	
	避難準備 <mark>情報・高齢者等避難開始</mark> は、避難勧告・指示 <u>(緊急)</u> の前段で、災害の危険が予想され	するガイドライ	
	る地域の住民に避難の準備を促すとともに、避難等の移動に時間を要する災害時要援護者の避難開	ンの修正	
	始を呼びかける情報です。災害時要援護者の避難支援者をはじめ近隣住民は、自らの避難準備を整		
	えるとともに、安全を確保できる範囲内で災害時要援護者を指定避難所等に避難させます。 		
P13			
第1部	第 5 節 災害時要援護者を支援する 		
第1章	1 2 (m/z)		
第5節 災害時要援	1. ~3. (略)		
護者を支援する	4、社会行礼佐部等の社内「会業」		
	4. 社会福祉施設等の対応【企業】 社会福祉施設等は、入所者等や職員の安否確認、施設の被害状況等を確認し、市へ報告します。		
	社会福祉地設等は、八別有等や職員の女告権能、地設の被告状況等を権能し、同へ報告しまり。また、負傷者が発生した場合は必要な救護を行うとともに、施設の損壊状況や気象情報などから必要		
	と認める場合は、入所者等を避難所に避難させます。		
	特に、洪水による浸水や土砂災害による被害が予想される地域内の施設では、 <mark>避難確保計画に基づき、</mark>	表現の修正	
	市から伝達される洪水予報等により避難の準備を行うとともに、避難情報勧告等が伝達された場合に	表述》/廖正	
	は、速やかに入所者等を避難所へ避難させます。		
P15	避難所は、地域団体、避難者、市の避難所担当職員、避難所の施設管理者等が協働して運営し、「避		
第1部	難所運営委員会」を立ち上げ、避難者が自主的に管理運営できる体制へと移行します。		
第1章	また、災害時要援護者や <mark>男女のニーズ</mark> 性別等によるニーズ、避難者の健康管理やプライバシーの確	   表現の修正	
第6節 避難所を主	保等に十分留意して運営します。 (参考:「避難所運営マニュアル」)		
体的に運営する			
P15	【参 考】市の避難所開設基準		
第1部			
第1章	市では、主として指定避難所の開設基準について次のとおり定め、必要により避難所を開設することとしています。なお、避難所の開設は基本的に避難所担当課職員及び施設管理者が行います。なおまた、補	避難所開設につ	
第6節 避難所を主	助避難所の開設については、地域団体、市、施設の事前協議において定められた方法に基づき、適時開設	いて、新たに明	
体的に運営する	します。	記	
	<避難所開設基準>	#3	
	基準		
	①河川の水位情報及び土砂災害発生の危険度によ 市災害対策本部 又は 市災害警戒本部		
	り避難準備情報・高齢者等避難開始、避難勧告又	避難勧告等に関	
	は避難指示(緊急)を発令する場合	するガイドライ	
		ンの修正	
	告又は避難指示 <u>(緊急)</u> を発令する場合		
	③施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があ 区災害対策本部 又は 区災害警戒本部		
	り、開設が必要と認める場合		
	④必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を 区災害対策本部 又は 区災害警戒本部		
	行い、避難状況等から開設が必要と認める場合		
	協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者を受け入れるものとする。		
	(避難所担当職員:第2章第12節「避難所運営計画」第2項(5)、施設管理者:第2章第12節「避難所運営計画」第2項(6)参照)		
		   表現の統一	
	ただし、③、④の場合については、避難者の受け入れ時点において避難所を開設する。	選難所開設につ	
	※補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき適時開設する。	いて、新たに明	
	※福祉避難所の開設については、第2章第13節「災害時要援護者への対応計画」で定める。	記	
		н	

# P17 【参 考】市・区・施設の対応 第1部 1. 市・区の役割 第1章 市や区では、避難所担当職員を派遣し、避難所の立ち上げを行い、その後は、避難所との情報伝達を 第6節 避難所を主 密に行いながら、避難所への必要物資の手配や災害情報の提供等を行うとともに、避難所内から要請や 体的に運営する 依頼のあった課題の解決を図ります。 2. 避難所担当職員の役割 避難所担当職員は、避難所運営委員会が立ち上がった場合には、その運営全般に携わるとともに、主 に、区本部との情報伝達により、避難所内の課題解決に向けた要請や調整を行います。また、避難者の ニーズの把握、災害時要援護者や<mark>男女のニーズ性別等による</mark>ニーズへの配慮、健康管理やプライバシー 表現の修正 への配慮等に努めます。 P19-20 3. 避難所運営委員会の活動【市民(避難者)・地域団体等】 第1部 第2章 (1) 避難者への配慮 避難所では、年齢、性別、国籍、障害の有無など、避難者の形態も様々であることから、避難所 第6節 避難所を主 体的に運営する 運営の各種活動については、以下のような点に配慮しながら実施します。 ア (略) イ 男女のニーズ性別等によるニーズへの配慮 表現の修正 男女別の更衣スペースやトイレ、洗濯物干し場、授乳のためのスペースの確保等、<mark>男女のニーズ</mark> <u>性別等によるニーズ</u>に対する配慮に努めます。また、避難所運営委員会への女性の参画に配慮し、 女性のニーズの把握や相談が円滑に行われるよう配慮します。 (2) 避難所運営で行う主な活動 ア 避難者の把握(名簿班) 避難者の状況確認や安否確認への対応を行うため、避難者名簿の作成を行い、区本部へ報告しま す。避難所開設当初は多数の避難者により混乱を招くことがあるため、人数の確認と報告に重点を おき、名簿の作成は避難所の状況を考慮して実施するなど、柔軟な対応により実施します。<u>指定避</u> 避難所運営につ 難所の校庭等での車中泊による避難者についても、把握に努めます。 いて、新たに明 なお、安否確認対応等による避難者名簿の作成・公開にあたっては、ドメスティック・バイオレ 記 ンスやストーカー被害等により居所を隠す必要のある避難者もいることに留意し、避難者カード (または簡易避難者カード)における避難者情報公表可否の確認を徹底します。 イの避難所の空間配置(総務班) 避難所施設で定める施設の利用計画等に基づき、居住スペースや共有スペースの割り振りを行い ます。居住スペースは可能な限り町内会等の地域のまとまりを生かすとともに、災害時要援護者に 配慮した割り振りを行います。また、共有スペースはトイレ等必要性の高いものから確認・設置し、 <del>男女のニーブ</del>性別等によるニーズ等に配慮するとともに、使用ルールを明確にする等、円滑な運用 表現の修正 に努めます。 ウ~カ (略) キ 救護・支援(救護班) けが人や急病人に対する応急処置や救急車の手配等、救護や支援を実施します。また、車中泊に 避難所運営につ よるエコノミークラス症候群や避難長期化に備えて避難者の健康状態に配慮するとともに、必要に いて、新たに明 応じてボランティアの要請や医療機関への受入れの要請を行います。 記 P21 4. 避難長期化対策【市民(避難者)・地域団体等】 第1部 (1) 避難所運営委員会の自主運営 第2章 2-(2)「避難者とその役割」に記載のとおり、避難所運営が長期化する場合は、地域中心による運営 第6節 避難所を主 から避難者による自主運営へと移行します。 体的に運営する (2) 生活環境の確保 避難生活が長期化する場合は、防犯などの安全確保や車中泊によるエコノミークラス症候群、スト 避難所運営につ レス・衛生環境等への対策が必要となります。間仕切りの設置等によるプライバシーの確保や入浴・ いて、新たに明

洗濯等の日常生活の確保、避難所での生活に関する相談・健康相談・指導を区本部と連携しながら行

います。

記

P45-46	2. 動員計画		
第1部 第2章 第3節 職員の配 備・動員計画	(1) <b>動員の原則</b> 職員は、勤務時間を くは災対本部及び区本常配備等に関する要能 安全を確保した後、直い。 なお、休職又は信 は参集を要しない。 (2) <b>動員区分</b> ア (略) イ 指定動員 勤務時間外に市	トにおいても、非常配備基準に達する災害の発生又は発生が予想される事態若し 本部の設置を知ったとき(以下「非常配備基準に達したとき」という。)は、「非 類」(資料 2-5 参照)に基づき、非常配備の伝達を待つことなく、自らや家族等の 重ちに勤務場所又はあらかじめ指定された場所に自主的に参集しなければならな 事職中の職員、育児休業中の職員、その他所属長が参集困難であると認める職員 内で土砂災害警戒情報が発表されたとき、指定避難所の開設等を行うための各施 る職員の中からあらかじめ指定された職員は、勤務場所以外の指定された場所に	参集を要しない 職員について新 たに明記 避難所開設につ いて、新たに明 記
P47 第 1 部	4ウ     (略)       1. 実施機関及び担当業	務 	
第2章	実 施 機 関	担当業務	
第4節 避難計画	災対本部事務局	・避難準備 <mark>特報・高齢者等避難開始</mark> 、避難勧告又は指示 <u>(緊急)</u> の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関すること ・避難準備 <del>情報・高齢者等避難開始</del> 、避難勧告又は指示 <u>(緊急)</u> の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関すること	避難勧告等に関するガイドラインの修正
	健康福祉部	・災害時要援護者の避難支援の総括に関すること	
	都市整備部	・宅地災害に伴う避難の勧告又は指示 <u>(緊急)</u> の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関すること ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関すること	
	消防部	・避難勧告又は指示 (緊急) の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関すること ・避難準備情報・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示 (緊急) の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関すること ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域の設定・解除に関すること	
	区本部	・避難勧告又は指示 (緊急) の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関すること ・避難準備情報・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示 (緊急) の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関すること ・災害時要援護者の避難支援に関すること	
	各 部	・所管施設の保全及び利用者の保護に関すること	
	宮城県警察本部	・避難の誘導及び伝達、広報又は警察官職務執行法等に基づく措置に関すること	

# P48-50

# 第1部

第2章

第4節 避難計画

# 2. 避難勧告等の実施〔災対本部事務局、都市整備局、消防部、区本部〕

(1) 避難勧告等の区分及び発令基準

災害対策基本法第60条に基づく避難勧告等の発令は、次の区分により実施する。

		避難準備 <mark>情報</mark> ・高齢者等	避難勧告	避難指示(緊急)
		避難開始	X2/M 130 1	XEVELLE A VIVIO
		宮城県土砂災害警戒情 報システムにおいて土	・宮城県土砂災害警戒情報システムの5キロメッ	避難勧告の発令時点より、 災害の状況が著しく悪化
		砂災害発生の危険度が	シュ内において土砂災害	し、緊急に避難を要すると
	発令基準土砂災害	おりなる ことが 予測され	発生の危険度がさらに高	認めるとき
		同よることが た場合	元二の危険及がさらに同じまることが予測された場	
+			会 (※1)	
砂災			'	
害			( <u>%</u> 2)	
		   土砂災害危険箇所等に関	※1 土砂災害危険箇所等に	当該地域
	対	係する町丁目単位の地域	関係する町丁目単位の地	
	対象地域		域	
	域		<b>※</b> 2 当該地域	
		・基準観測所における水位	・基準観測所における水位	・基準観測所における水位
		が、 <del>はん</del> <u>氾艦注意</u> 避難判断	が、 <del>避難判断<u></u>氾濫危険</del> 水位	が、はん濫危険水位(洪水
		水位に達し、なお上昇のお	に達し、なお上昇のおそれ	特別警戒水位)に達し、な
		それがある場合	がある場合	お上昇のおそれがある場
		・ <del>はん<u>氾</u>濫<u>注意警戒</u>情報</del>	・ <u>はん</u> 氾濫 <u>警戒</u> 危険情報	会
		(洪水 <del>注意報</del> 警報)が発表	(洪水警報)が発表された	・はん濫危険情報(洪水警
		された場合	場合	報)が発表された場合。
	発	・浸透・ <mark>浸食</mark> 侵食による堤	・浸透・ <mark>浸食</mark> 侵食による堤	・ <u>はん</u> 濫発生情報(洪水
	発令基	防の変状を発見した場合	防の異常な変状が確認さ	警報)が発表された場合そ
洪水	準		れた場合	の他はん氾濫の発生が確
///				認された場合
				・氾濫が発生するおそれが
				<u>高まった場合</u> ・異常な浸透・ <del>浸食</del> 侵食に
				よる堤防の変状の進行に
				より、堤防決壊のおそれが
				高まった場合
	対	○避難勧告等の発令範囲は、		1 第 14 条)を基本とする。
	対象地域			
	域			
	窓	・台風等により本市内に甚		
	発令基準	大な被害が発生するおそ	<u>=</u>	<u>=</u>
	準	れがある場合		
大		・土砂災害危険箇所等に		
大雨	対	関係する町丁目単位の		
	対象地1	<u>地域</u>	=	=
	域	・洪水浸水想定区域(水		
		<u>防法第 14 条)</u>		
そ	発令基準	(略)	(略)	(略)
の他	<u>幸</u> 準	\\ \H /	V. H./	\\ H /
の災	対			
害	対象地域	(略)	(略)	(略)
<u> </u>	, ,	       集備 <del>情報</del> ・高齢者等避難開始 :	<u>_</u>	
, • \				動を迅速かつ的確に実施する

避難勧告又は指示<u>(緊急)</u>に基づく避難の実施行動を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関による避難場所・誘導路及び誘導要領の確認・調整、避難所の開設、避難者の受け入れ準備並びに居住者等の物心両面にわたる準備を整え、避難行動に時間を要する者については、避難行動を開始すべき段階にあることを知らせる情報をいう。

※避 難 勧 告 : 避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促す行為である。

※避難指示 (緊急) :

被害の発生の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも 拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の 安全確保措置をとらせる行為である。

※具体的な基準については、別途定める。

避難勧告等に関 するガイドライ ンの修正

避難勧告等に関 するガイドライ

ンの修正

表現の統一

避難所開設について、新たに明記

避難勧告等に関するガイドラインの修正

避難勧告等に関するガイドラインの修正

(2) (略)

### (3) 避難勧告等の伝達

市長が避難勧告等を発令したとき、又は知事、警察官、海上保安官若しくは自衛官が避難勧告等を 発令した通知を受けたときは、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、避難対象区域内の居住 者等へ避難勧告等の内容を迅速かつ的確に伝達して周知を図る。

# ア 避難準備情報・高齢者等避難開始発令時の伝達手段

① 報道機関との連携

テレビのデータ放送などにより避難準備<mark>情報・高齢者等避難開始</mark>を幅広く市民に伝達するため、災害情報共有システム(Lアラート)を通じ各報道機関等に情報提供するとともに、必要に応じ、「災害時における放送要請<u>(協力)</u>に関する協定」に基づき、報道機関に対し、ラジオ、テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送<u>の</u>要請を行う。

(資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)

② 地域団体との連携

\_(略)

③ 消防車両(消防部)及び広報車(区本部等)による巡回 (略)

① 柱の都防災 Web、柱の都防災メール、S N S (ツイッター) 等及び市ホームページ(略)

⑤ 緊急速報メール

-(略)-

② 緊急速報メール

災対本部事務局は、<del>電気</del>通信事業者が提供する「緊急速報メール」<del>により</del>を用いて、避難準備 情報・高齢者等避難開始の情報発信配信を行う。

③ <u>杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS(ツイッター)等及び市ホームページ</u> 災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS(ツイッター)」等により 避難準備情報発令の情報配信を行うとともに、市ホームページ<u>及び「避難情報ウェブサイト」</u>に より情報提供を行う。

④ 消防車両及び区広報車による巡回

(略)

⑤ 地域団体との連携

(略)

⑥ 要援護者施設へのFAX一斉送信(略)

# イ 避難勧告又は指示 (緊急) 発令時の伝達手段

① 報道機関との連携

テレビのデータ放送などにより避難勧告又は指示<u>(緊急)</u>を幅広く市民に伝達するため、災害情報共有システム(Lアラート)を通じ各報道機関等に情報提供するとともに、必要に応じ、「災害時における放送要請<u>(協力)</u>に関する協定」に基づき、報道機関に対し、ラジオ・テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送の要請を行う。

(資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)

② 地域団体との連携

<del>(略)</del>

③ ヘリコプター、消防車両(消防部)及び広報車(区本部等)による巡回広報

<del>(略)</del>

④ 個別巡回等

(略)

も 柱の都防災 Web、柱の都防災メール、SNS (ツイッター)等及び市ホームページ(略)

⑥ 緊急速報メール

\_(略)

② 緊急速報メール

災対本部事務局は、<mark>電気</mark>通信事業者が提供する「緊急速報メール」により、避難勧告又は指示 (緊急)の情報配信を行う。

③ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS (ツイッター)等及び市ホームページ 災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS (ツイッター)」等により避難勧告又は指示 (緊急) の情報配信を行うとともに、市ホームページ及び「避難情報ウェブサイト」により情報提供を行う。

④ ヘリコプター、消防車両及び区広報車による巡回広報

(略)

⑤ 地域団体との連携

避難勧告等に関するガイドラインの修正

表現の統一

順序の修正

表現の修正 避難勧告等に関 するガイドライ ンの修正 情報伝達手段の 追加

避難勧告等に関するガイドラインの修正

避難勧告等に関するガイドラインの修正表現の統一

順序の修正

表現の修正 避難勧告等に関 するガイドライ ンの修正 情報伝達手段の 追加

(略) ⑥ 個別巡回等 (略) ⑦ 要援護者施設へのFAX一斉送信 (略) (4) 避難勧告等の解除 市長は、災害による危険が去ったと認めるときは、避難勧告等を解除する。解除の伝達は、「(3) 避難勧告等の伝達」を準用する。 また、避難勧告又は指示(緊急)を解除したときは、避難している居住者等に対し、直ちにその 避難勧告等に関 旨を公示する。 するガイドライ ンの修正 P53-54 4. 避難の誘導 〔消防部、区本部、宮城県警察本部〕 第1部 (1) 避難誘導の基本 第2章 ア 区本部は、災害の前兆現象及び実災害の発生により、避難勧告等が発令される場合は、被害状況 表現の修正 第4節 避難計画 又は想定される被害等を踏まえ適切な避難所を選定した上で、選定先への誘導を行う<u>よう努める</u>も のとし、避難対象区域内の居住者等を安全に避難させるため、消防部、警察、自主防災組織等と協 カし避難誘導体制を確保する。 イ~エ (略) (2) 区本部の措置 ア 避難所及び避難経路の選定 区本部は、災害の前兆現象及び実災害の発生により、避難勧告等が発令される場合は、地域の被 害状況及び災害時要援護者の居住状況等を把握し、指定避難所等の内から最も適切な避難所を選定 するとともに、施設管理者等への連絡により開設体制を整える。 P61 1. 災害情報の収集・伝達 第1部 (1) (略) 第2章 (2) 災対本部が行う情報収集 第7節 災害情報の 情報区分 収集する情報の内容 担当部局 収集伝達計画 ・特別警報、警報及び注意報等の発表状況 ・水防警報の発表状況 防災気象情報等 消防部 ・河川の水位状況 収集する情報内 指定河川洪水予報 発生場所、原因及び被害者数 容について、新 死 区 本 部 行方不明者 人 的 被 害 ・被害者の住所、氏名、年齢等 たに明記 消防部 負 ・負傷者の負傷程度及び受け入れ先 傷 財 政 部 被災棟数及び被害程度 住家・非住家 区 本 部 建物被害 ・建物の名称及び所在地 誤記の修正 ・り災世帯及びり災者数 事 業 所 経済部 被 健康福祉部 害 福祉施 設 被災棟数及び被害程度 子供未来部 情 公共施設被害 ・施設の名称及び所在地 清 掃 施 設 環境部 報 ・ 入所者の被災状況及び避難状況 教 育 施 設 教 育 部 その他の施設 管 所 部 ・被害箇所と被害程度 道路・橋梁・公園 建設部 土木施設被害 ・応急措置等の対応状況 河 Ш 建設 部 ・道路の通行止め箇所 農水産関 係 経 済 部 農業関係被害 ・被害箇所と被害程度 林業 関 係 経 部 済 ・被害箇所と被害程度 下水道関係 建 設 部 ・応急措置等の対応状況 水 道 関 部 係 水 道

係

ガス関係ガス部

交 通

部

交

通

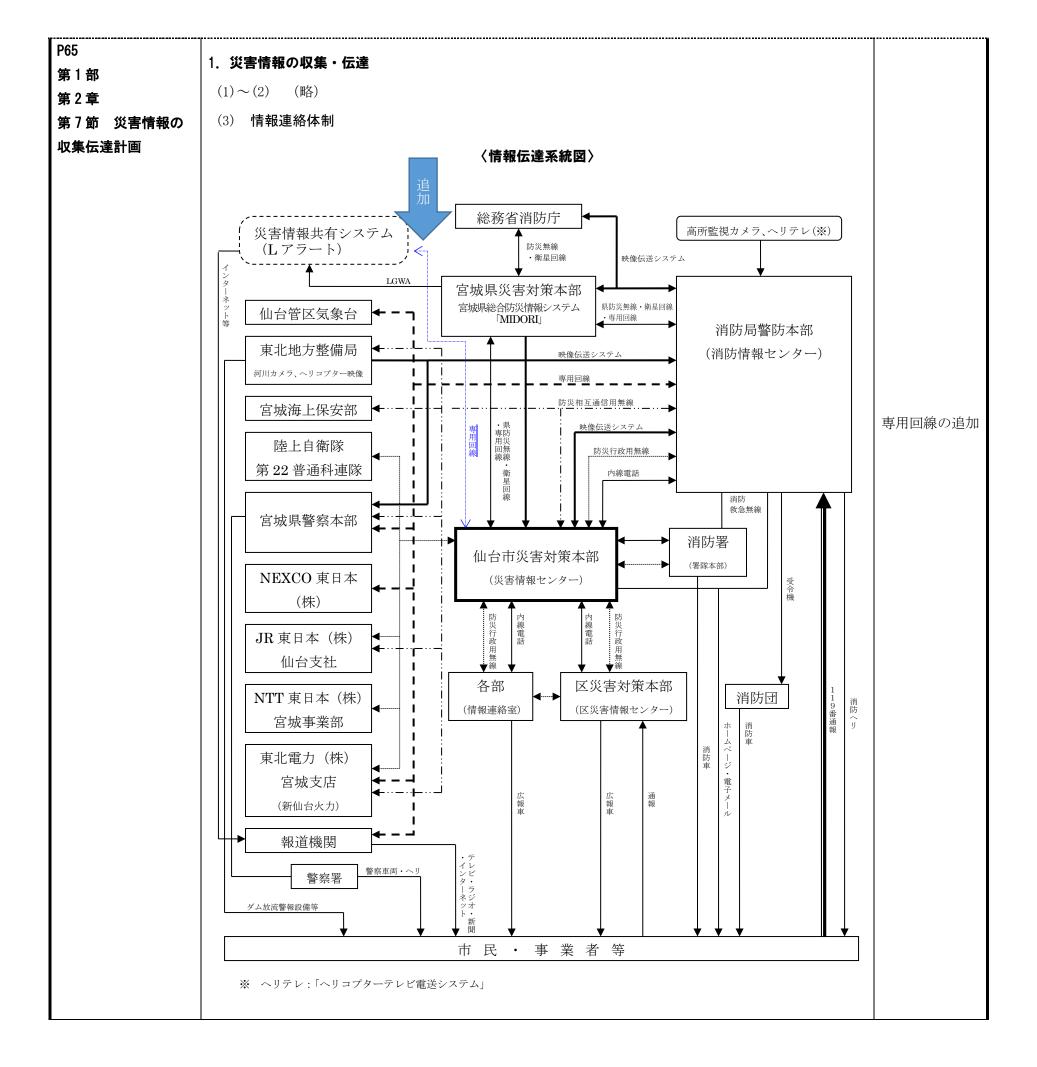
関

・ガス供給停止状況

・交通機関の運行状況

• 断水状況

ライフライン情報



### P67 2. 指定河川洪水予報 第1部 (1) 指定河川洪水予報の種類 第2章 種類 標題 概要 第7節 災害情報の 予報区間において<del>はん</del>氾濫が確認されたときに発表され 表現の統一 収集伝達計画 はん 氾濫発生情 る。 報 基準地点の水位がはん心濫危険水位(特別警戒水位)に達 はん氾濫危険情 したときに発表される。 洪水警報 基準地点の水位が避難判断水位に達し、さらに上昇するお それのあるとき、または、一定時間後にはん氾濫濫危険水 はん氾濫警戒情 位(特別警戒水位)を超える洪水となるに到達するおそれ があるときに発表される。 基準地点の水位がはん氾濫注意水位(警戒水位)に達し、 <del>はん</del><u>氾濫</u>濫注意 洪水注意報 さらに上昇するおそれのあるときに発表される。 情報 P68 4. 水位到達情報 第1部 水防法第13条に基づき、国土交通大臣又は宮城県知事が周知を行う水位到達情報の種類並びに水位 第2章 到達情報の周知を行う河川名及びその区域は次のとおりである。 第7節 災害情報の なお、基準水位及び情報の伝達系統は仙台市水防計画に定めるところによる。 収集伝達計画 (1) 水位到達情報の種類 種類 はん氾濫の発生を周知するもの。 はん氾濫発生情報 表現の統一 はん氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情 はん氾濫危険水位(洪水特別警戒水位) 笊川の追加 への到達を周知するもの。 その他の水位への到達情報 水防団待機水位、はん氾濫注意水位(警 戒水位) 及び避難判断水位への到達を周 知するもの。 (2) 水位到達情報の周知を行う河川(水位周知河川)とその区域 ア 広瀬川 左右岸:仙台市愛宕橋から広瀬橋まで イ 旧笊川

左右岸: 笊川からの分岐点から名取川への<del>分岐点</del>合流点まで

ウ 笊川

左岸: 仙台市太白区西多賀5丁目14番1地先から幹川合流点まで 右岸: 仙台市太白区富田字八幡東33番3地先から幹川合流点まで

<del>工</del>
中
七
北
田
川

左右岸:馬橋から赤生津大橋まで

<u>オ</u>エ 梅田川

左右岸:仙台市宮城野区原町大田見橋から七北田川合流点まで

### P69

第1部 第2章

# 第7節 災害情報の 収集伝達計画

# 3. 水防警報

水防法第 16 条第 1 項に基づき、国土交通大臣又は宮城県知事が行う水防警報の種類並びに水防警報を行う河川及びその区域は次のとおりである。

なお、基準水位及び情報の伝達系統の詳細は仙台市水防計画に定めるところによる。

### (1) 水防警報の種類

種別	概要
準備	水防資材器具の整備点検、堰堤水こう門等の開閉準備、
	消防団幹部の出動など水防活動の準備をする必要があ
	る旨通報するもの。
出動	消防団員が出動する必要がある旨通報するもの。
解除	水防活動の終了を通報するもの。

## (2) 水防警報を行う河川名とその区域

# ア 名取川

左岸:仙台市太白区山田字船渡前3番1地先(名取川頭首工)から海まで右岸:名取市高舘熊野堂字五反田48番2地先(名取川頭首工)から海まで

### イ 広瀬川

① 左岸:仙台市若林区河原町2丁目13番25地先(広瀬橋)から海まで 右岸:仙台市太白区長町1丁目1番1地先(広瀬橋)から海まで

② 左右岸:仙台市愛宕橋から広瀬橋まで

## ウ 旧笊川

右左岸: 笊川からの分岐点から名取川への合流点まで

# エ 笊川

左岸: 仙台市太白区西多賀5丁目14番1地先から幹川合流点まで 右岸: 仙台市太白区富田字八幡東33番3地先から幹川合流点まで

### **オエ** 七北田川

① 左岸:仙台市泉区七北田字赤生津130番1地先(赤生津大橋)から海まで右岸:仙台市泉区上谷刈字沼104番1地先(赤生津大橋)から海まで

② 左右岸:馬橋から赤生津大橋まで

# 力士 梅田川

左右岸:仙台市宮城野区大田見橋から七北田川合流点まで

P71-72

第1部

第2章

第7節 災害情報の 収集伝達計画

# 8. 要配慮者利用施設等への情報伝達

(1) 水防法第 15 条に基づく情報伝達

### ア対象施設

対象区分	定義
地下街等	建築物の地階部分の用途が、消防法施行令第1条の2第3項に規定される施設。た
	だし、同令別表第 1 (5)ロ、(6)ロ、ハ、ニ、(7)、(12)、(13)、(14)、(15)、(17)、(18)、
	(19)、(20)に掲げる用途に供される施設を除く。 <u>のうち、同令別表1の(1)、(2)、(3)、</u>
	(4)、(5)イ、(6)、(9)イ、(16)イに掲げる用途に供される施設。
要配慮者	次の用途に供される施設及びこれらと同類と認められる施設。
利用施設	イ 病院、診療所又は助産所 (入院病床を有するものに限る)。
	ロ 老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホ
	ーム、小規模多機能型居宅介護事業所、救護施設、更生施設、児童福祉施設(母
	子生活支援施設を除く。)、障害福祉サービス事業所等
	ハ 幼稚園、特別支援学校
大規模な	工場、作業場又は倉庫で、延べ床面積が1万mg以上のもの。
工場	
その他の	
施設	

(資料 6-2「水防法第 15 条第 1 項第 4 号の施設の一覧」参照)

### イ 伝達する情報と伝達の範囲

情報区分	伝達範囲	伝達内容
洪水予報	指定河川の浸水想定区域内にあるすべ	·指定河川洪水予報(洪水予報河川)
等	ての対象施設に伝達	・ <del>はん</del> 氾濫危険水位( <u>洪水</u> 特別警戒水位) 到達情報(水位周知河川)
避難情報	発令範囲内に所在する対象施設に限定	避難準備 <del>情報</del> ·高齢者等避難開始、避難
勧告等		勧告、避難指示 <u>(緊急)</u>

(2) 土砂災害防止法第8条に定める施設への情報伝達

要配慮者利用施設への情報伝達を以下のとおり行う。

# ア 対象施設

土砂災害防止法第8条に定める施設とは、防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる次に定める施設とする。

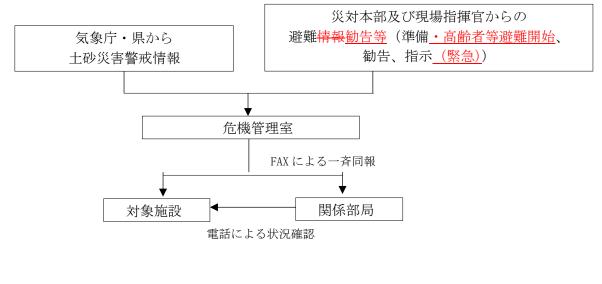
対象区分	定義
要配慮者	次の用途に供される施設及びこれらと同類と認められる施設。
利用施設	イ 病院、診療所又は助産所 (入院病床を有するものに限る)。
	ロ 老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホ
	ーム、小規模多機能型居宅介護事業所、救護施設、更生施設、児童福祉施設(母子
	生活支援施設を除く。)、障害福祉サービス事業所等
	-   ハ 幼稚園 特別支援学校 <mark>学校</mark>

(資料 6-3「土砂災害防止法第8条第1項第4号の施設の一覧」参照)

# イ 伝達する情報と伝達の範囲

情報区分	伝達範囲	伝達内容
土砂災害	土砂災害警戒区域の細分区域内にあ	土砂災害警戒情報
警戒情報	るすべての対象施設に伝達	
避難情報	発令範囲内に所在する対象施設に限	避難準備 <del>情報·高齢者等避難開始</del> 、避難勧告、
<u>勧告等</u>	定	避難指示 (緊急)

#### \_\_\_\_\_\_ ウ **伝達系統**



表現の修正

誤記の修正

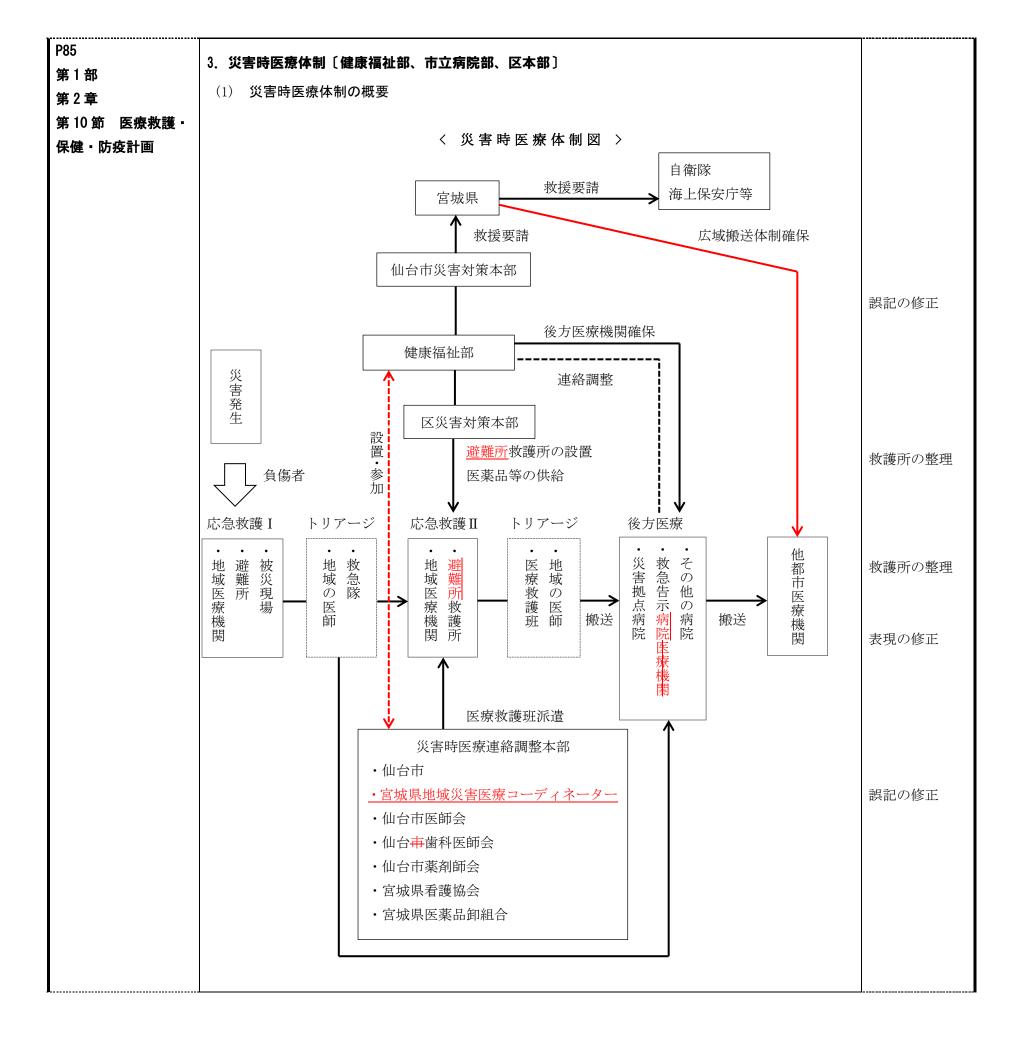
表現の統一

表現の統一 避難勧告等に関 するガイドライ ンの修正 誤記の修正

誤記の修正

表現の統一 避難勧告等に関するガイドラインの修正

P79					
在 1 中 P	2. 広報活動〔災対本部事務局、まちづくり政策部、市民部、健康福祉部、文化観光部、区本部〕				
第1部	(1) (略)				
第2章					
第 8 節   災害広報 • 広 					
聴計画	ア〜ウ(略)				
	エ 通信メディアによる広報	実現の核工			
	災対本部事務局 <del>及び</del> は、まちづくり政策部 <del>はと連携し、</del> 市のホームページや <u>避難情報ウェブサ</u>	表現の修正			
	<u>イト、電子メール、SNS(ツイッター等)、電子メール</u> 等のインターネットを利用した様々なサービスによる情報伝達を可能な限り実施し、市民への広報を補完するとともに、国内外へ情報発信	情報伝達手段の 追加			
		10000000000000000000000000000000000000			
	を行う。				
P83	3. ヘリコプターによる救助・救急搬送				
第1部					
第2章	(1) (略)				
第9節 救急・救助計	(2) (略)				
画	(3) 他機関へリコプター等との連携	連携について、			
	複数要請時や多数傷病者が発生した場合は、円滑な救急活動及び病院間搬送等を実施するために、	新たに明記			
	自衛隊へリコプター、海上保安庁へリコプター、宮城県警航空隊へリコプター、宮城県防災へリコプ				
	ター、宮城県ドクターへリ等の防災関係機関と連携・協力した活動を行う。				
	4 BD 会议时间以外的《江孔的				
	4. 緊急消防援助隊等の活動等				
	(1) 宮城県広域消防相互応援協定(平成4年4月1日施行)による救急・救助活動は、消防部の指揮	表現の修正			
	の下に宮城県広域消防応援基本計画(平成 16 年 4 月 15 日施行)に基づいて実施する。				
	(2) 緊急消防援助隊による救急・救助活動は、消防部の指揮の下に仙台市消防受援計画(平成 9 年 4				
	月 15 日施行)に基づいて実施する。緊急消防援助隊及び宮城県広域消防応援隊等による救急・救助				
	月 15 日施行)に基づいて実施する。 <u>緊急消防援助隊及び宮城県広域消防応援隊等による救急・救助</u> 活動は、仙台市消防受援計画に基づき実施する。				
	月 15 日施行)に基づいて実施する。緊急消防援助隊及び宮城県広域消防応援隊等による救急・救助				
 P84	月 15 日施行)に基づいて実施する。 <u>緊急消防援助隊及び宮城県広域消防応援隊等による救急・救助</u> 活動は、仙台市消防受援計画に基づき実施する。				
 P84 第 1 部	月 15 日施行)に基づいて実施する。         緊急消防援助隊及び宮城県広域消防応援隊等による救急・救助活動は、仙台市消防受援計画に基づき実施する。         (資料 7-3 「緊急消防援助隊受援体制」参照)         1. 実施機関及び担当業務				
第1部	月 15 日施行) に基づいて実施する。         緊急消防援助隊及び宮城県広域消防応援隊等による救急・救助活動は、仙台市消防受援計画に基づき実施する。         (資料 7-3 「緊急消防援助隊受援体制」参照)         1. 実施機関及び担当業務         実施機関及び担当業務       担当業務				
第1部 第2章	月 15 日施行)に基づいて実施する。				
第1部 第2章 第10節 医療救護・	月 15 日施行)に基づいて実施する。				
第1部 第2章	月 15 日施行)に基づいて実施する。	調記の修正			
第1部 第2章 第10節 医療救護・	月 15 日施行)に基づいて実施する。	誤記の修正			
第1部 第2章 第10節 医療救護・	月 15 日施行)に基づいて実施する。	誤記の修正			
第1部 第2章 第10節 医療救護・	月 15 日施行)に基づいて実施する。         緊急消防援助隊及び宮城県広域消防応援隊等による救急・救助活動は、仙台市消防受援計画に基づき実施する。         (資料 7-3「緊急消防援助隊受援体制」参照)         実施機関及び担当業務         実施機関       担当業務         ・被災者に対する医療救護活動の統括に関すること・医療救護班の編成に関すること・医療機関の被害状況の把握に関すること・医療機関との総合調整に関すること・医療機関との総合調整に関すること	誤記の修正			
第1部 第2章 第10節 医療救護・	月 15 日施行)に基づいて実施する。	誤記の修正			
第1部 第2章 第10節 医療救護・	### 15 日施行) に基づいて実施する。緊急消防援助隊及び宮城県広域消防応援隊等による救急・救助活動は、仙台市消防受援計画に基づき実施する。 (資料 7-3「緊急消防援助隊受援体制」参照)  ### 1. 実施機関及び担当業務    実施機関	誤記の修正			
第1部 第2章 第10節 医療救護・	### 15 日施行) に基づいて実施する。緊急消防援助隊及び宮城県広域消防応援隊等による救急・救助活動は、仙台市消防受援計画に基づき実施する。 (資料 7·3 「緊急消防援助隊受援体制」参照)  ### 1. 実施機関及び担当業務    実施機関及び担当業務	誤記の修正			
第1部 第2章 第10節 医療救護・	### 15 日施行)に基づいて実施する。緊急消防援助隊及び宮城県広域消防応援隊等による救急・救助活動は、仙台市消防受援計画に基づき実施する。 (資料 7-3「緊急消防援助隊受援体制」参照)    ***   **   **   ***   ***   ***   ***   ***   ***   ***   ***   ***   ***   **   ***   ***   *	誤記の修正			
第1部 第2章 第10節 医療救護・	月 15 日施行)に基づいて実施する。	誤記の修正			
第1部 第2章 第10節 医療救護・	1. 実施機関及び担当業務	誤記の修正			
第1部 第2章 第10節 医療救護・					
第1部 第2章 第10節 医療救護・	### 15 日 施行) に基づいて実施する。   「公本 7・3 「緊急消防援助隊受援体制」参照	救護所について			
第1部 第2章 第10節 医療救護・	### 15 日施行) に基づいて実施する。緊急消防援助隊及び宮城県広城消防応援隊等による救急・救助活動は、仙台市消防受援計画に基づき実施する。 (資料 7・3「緊急消防援助隊受援体制」参照)  1. 実施機関及び担当業務    東施機関及び担当業務				
第1部 第2章 第10節 医療救護・	### 15 日施行) に基づいて実施する。整急消防援助隊及び宮城県広域消防応援隊等による牧急・牧助活動は、仙台市消防受援計画に基づき実施する。 (資料 7-3「緊急消防援助隊受援体制」参照)  ####    1. 実施機関及び担当業務	救護所について			
第1部 第2章 第10節 医療救護・	### 15 日施行) に基づいて実施する。緊急消防援助隊及び宮城県広域消防応援隊等による救急・救助活動は、仙台市消防受援計画に基づき実施する。 (資料 7-3「緊急消防援助隊受援体制」参照)  1. 実施機関及び担当業務    接換	救護所について			



P88-90

第1部

第2章

第 10 節 医療救護・保健・防疫計画

# 5. 応急救護体制 〔健康福祉部、消防部、市立病院部、区本部〕

### (1) 救護所の設置

災害の状況により、多数の負傷者の発生が予想される場合は、応急的な救護を行うため、必要に応 じ救護所を設置する。

救 護 所	設置者	設置場所等
<del>応急救護所</del>	区本部	区役所及び総合支所に設置する。
避難所內救護所	区本部	あらかじめ指定された避難所に設置する。 また、必要に応じ多数の被災者を受け入れている避難所に も設置する。
現地救護所	消防部	被災地又は救急隊が設置されている消防署所に設置する。

救護所の整理

# (2) 医療救護班

# ア 医療救護班の派遣

健康福祉部は、区本部及び消防部からの要請又は自らの判断で、<mark>避難所</mark>救護所又は被災医療機 関等に対し必要な医療救護班を派遣する。

救護所の整理

区本部保健福祉班は、<del>応急救護所、</del>避難所<mark>内</mark>救護所を設置した場合又は被災医療機関から要請があった場合には、必要な医療救護班数を把握し、健康福祉部に対し医療救護班派遣を要請する。

救護所の整理

また、区本部保健福祉班は、初動時応急救護所においては、医療救護活動を行う。

救護所の整理

消防部は、現地救護所を設置した場合には、必要な医療救護班数を把握し、健康福祉部に対し 医療救護班派遣を要請する。

# イ 医療救護班の編成及び派遣要請先等

健康福祉部は、アの医療救護班を派遣する場合には、災害時医療連絡調整本部と調整の上、各 医療救護班派遣要請先に医療救護班の派遣を要請する。

※仙台市医師会、仙台歯科医師会、仙台市薬剤師会<u>、宮城県看護協会</u>と災害時における医療救護活動に関する 応援協定(資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)を締結

表現の統一

### <医療救護班派遣要請先一覧>

医療救護班の種別	編成等	派遣要請先	
医療救護班 (※ DMAT を含 む)	医師、看護師等	仙台市医師会東北大学病院仙台市立病院仙台オープン病院日本赤十字社宮城県支部宮城県看護協会等宮城県(DMAT) (JMAT) (DPAT) (DMORT)等	
歯科医療救護班	歯科医師、歯科衛生士等	仙台歯科医師会 東北大学病院	
薬剤師救護班	薬剤師等	仙台市薬剤師会	
WDMM (水皮を切り) マコルロサロ・ルロ MD サロ ) 人口) アポーンフ (地名 切っせ ) と 可付き で) しょ			

時点修正

※DMAT (災害急性期に可及的早期に救出・救助部門と合同し、活動できる機動性を持った、訓練を受けた医療チーム) 災害拠点病院に自律的に入り、災害医療に従事するもの。

# ウ 他の地方公共団体からの応援救護班

災害の規模が大きく、市内の医療救護班では不足する場合や、市内の医療機関の被害が大きく 医療救護班を派遣できない場合には、健康福祉部は災害時の相互応援協定を結んでいる他の地方 公共団体<mark>や県知事</mark>に対し、医療救護班の派遣を要請する。

表現の修正

要請先は次のとおりである。

# エ 医療救護班の受入れ

 健康福祉部
 派遣機関との調整

 (災害時医療連絡調整本部)
 医療救護班の配置調整

 その他必要な事項
 「特報、物資の提供

 その他医療救護班の活動に必要な支援

体制の整備

P90-91 6. 後方医療体制 〔健康福祉部、消防部、市立病院部〕 第1部 (1) 後方医療の確保 第2章 救護所の整理 <u>避難所</u>救護所や地域の医療機関で対応できない重症者や特殊な医療を要する者については、治療機 第10節 医療救護・ 表現の修正 能が保たれている後方の医療<del>施設機関</del>へ搬送して治療を行う必要がある。 保健 · 防疫計画 情報収集手段の 健康福祉部は災害発生後速やかに、<u>宮城県救急医療情報システム(EMIS)、救急災害時情報伝</u> 追加 <u>達ネットワーク(デジタルMCA無線)、</u>災害時用の病院連絡網等を通して、空床等後方医療機関の 救護所の整理 情報を収集し、搬送先医療機関の確保を図るとともに、消防部や区本部保健福祉班と協力して避難所 救護所や地域医療機関からの搬送・転院搬送需要に対応する。 表現の修正 また、市内の後方医療<del>施設機関では</del>対応能力が不足する場合には、他都市の医療機関に搬送するこ ととし、県知事や他の自治体の協力を要請する等必要な措置をとる。 (2) 負傷者の搬送体制 被災現場や避難所救護所等からの負傷者の搬送は、第9節「救急・救助計画」により消防部が中心 救護所の整理 となって行う。 医療機関からの市内・市外医療機関への搬送については、消防部、健康福祉部、区本部保健福祉班 及び医療機関が協力して、ヘリコプター等の輸送手段も考慮し搬送体制の確保を図る。なお、必要に 応じ<del>直接又は</del>県知事を通じて、警察、自衛隊、海上保安庁等の協力を受ける。 表現の修正 P91 7. 医薬品等の確保 〔健康福祉部、区本部〕 第1部 (1) 医薬品等の調達体制 第2章 健康福祉部は、<mark>救護所等で使用する医薬品及び医療器材を指定避難所及び保健福祉センター</mark> 表現の修正 第10節 医療救護・ 定避難所へ衛生材料等を備蓄する。 保健・防疫計画 区本部保健福祉班は、避難所救護所等での医薬品等の不足状況を把握し、健康福祉部に対し不足し 救護所の整理 ている医薬品等の供給を要請する。 健康福祉部は、「災害時における応急医薬品の供給協力に関する協定」(資料 7-1 「災害時における 表現の修正 応援協力に関する協定等一覧」参照)に基づき、宮城県医薬品卸組合に供給を要請する。不足をが生 じた場合には<del>災対本部を通じ</del>県知事に補給の要請を行う。 (2) 供給体制 医薬品等は、原則として健康福祉部が設置する医薬品等の集積センターから、区本部保健福祉班を 救護所の整理 経由して避難所救護所等に供給する。 併せて、医療機関への供給ルートの確保に努める。 健康福祉部は、必要に応じ仙台市薬剤師会に対し、集積センター、区本部保健福祉班及び避難所救 表現の修正 護所・指定避難所に、医薬品等管理のための薬剤師救護班の派遣を要請する。 救護所の整理 区 避難所救護所•指定避難所 救護医薬品 救護所の整理 (医薬品集積セ 康 健 福 ・国、県、他の自治体 部 福 祉 •民 間 機 関 祉 部 班 (病院・メーカー等) 医療ボランティア ター) 各医療機関 宮城県医薬品卸組合 P92 8. 医療ボランティアの支援 〔健康福祉部、区本部〕 第1部 健康福祉部に、医療ボランティアの受付窓口を開設するとともに、<del>区本部保健福祉班及び</del>災害時医 表現の修正

第2章

第 10 節 医療救護・ 保健・防疫計画 健康福祉部に、医療ボランティアの受付窓口を開設するとともに、<del>区本部保健福祉班及び</del>災害時医療連絡調整本部<del>と連携し、は、区本部保健福祉班等の要請に基づき、医療ボランティアの差配を行い、</del>必要に応じ情報や物資の提供等の活動支援を行う。

P93 11. 食品・飲用水の安全確保 〔健康福祉部、区本部〕 第1部 (1) 食品の安全確保 第2章 区本部保健福祉班は、食品営業施設の監視指導、必要に応じ炊き出しや緊急援助物資(食料品)の 表現の修正 第 10 節 医療救護・ 取扱いに関する衛生指導や給食施設の監視指導を行う。関連施設の被災状況を把握し、衛生上問題の 保健・防疫計画 ある食品が供給されないよう監視指導を行い、必要に応じて措置を実施する。また、指定避難所や炊 き出し所における食中毒防止対策のため助言を行う。 健康福祉部は、流通の拠点である中央卸売市場内における衛生確保のため監視指導を行うほか、 区本部保健福祉班が行う被災した食品製造業等に対する監視指導を支援する。 (2) 飲用水の衛生確保 区本部保健福祉班は、必要に応じ飲用水の使用状況の把握及び飲用水の衛生指導を行う。市民や事 業者から飲用水の相談があった場合には、必要に応じて助言、指導を行う。また、指定避難所におけ る飲用水の安全性を確保するため貯水槽等の状況把握や使用方法について助言する。 健康福祉部は特定建築物における飲用水の相談があった場合、衛生的な環境確保の観点から助言・ 指導を行う。 P93 12. 防疫活動 〔健康福祉部、区本部〕 第1部 (1) 災害発生時の活動 第2章 ア 健康調査及び健康診断・感染症発生動向調査を実施する。 第10節 医療救護・ イ 予防教育及び広報活動を行う。 保健·防疫計画 (2) 消毒作業の実施 保健所支所長が医師である支所の案件については当該支所長が、それ以外の支所については保健所 表現の修正 <del>副所長が消毒を必要と認めた場合には、</del>区本部が必要と認めた場合には、民間への委託や地域住民の 協力を得るなどして、消毒が必要な地区等の消毒作業を行う。 (3) 消毒薬剤の配付 ア 大規模な被災により広範囲に消毒作業が必要な場合は、健康福祉部は薬剤の調達を依頼し、区 本部保健福祉班が町内会等の各団体に消毒薬剤を配付する。また、健康福祉部は状況に応じ、民 間企業等への協力要請を検討し、消毒作業に必要な支援体制を確保する。区本部は消毒薬剤を確 保し、被災状況に応じて住民に配付する。また、大規模な被災により広範囲に消毒が必要な場合 には、町内会等の各団体に消毒薬剤を配付する。 イ 消毒薬剤配付の際には、使用方法等の説明を十分に行い、薬剤による被害が発生しないように 努める。 (資料 9-6「消毒用薬剤在庫状況」参照) <u>ウ 区本部は状況に応じ、民間企業等への協力要請を検討し、健康福祉部は、消毒作業に必要な支</u> 援体制を確保する。 (資料 ○-○「薬剤在庫状況」参照) P95 3. 消防活動 第1部  $(1) \sim (5)$  (略) 第2章 (6) 消防隊等の応援要請 第 11 節 消防活動計 ア 応援要請 画 表現の修正 ① 消防局長は、本市の消防力では対応が困難と判断した場合は、宮城県広域消防相互応援協定 <u>(平成4年1月1日締結)に基づき応援要請を行う。</u> (資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照) ② 消防局長は、本市の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応が取れないと判断 場合は、宮城県緊急消防援助隊受援計画(平成 16 年 8 月 2 日策定)に基づき緊急消防援助隊 の応援要請を行う。 消防局長は、本市の消防力では対応が困難と判断した場合、宮城県広域消 防相互応援協定に基づき、応援を要請する。 イ <del>応援活動調整班の配置等</del> 消防局長は、大規模災害が発生し、宮城県に消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。) が設置された場合、警防本部に本部応援活動調整班を、消防航空隊に航空応援活動調整班を設置 する。消防局長は、本市の消防力及び県内の消防応援では十分な対応が困難と判断した場合、 急消防援助隊の応援を要請する。

P98-99

第1部

第2章

第 12 節 避難所運営計画

# 2. 避難所の開設及び避難者の受け入れ〔各部、区本部〕

(1) (略)

### (2) 職員の動員

土砂災害警戒情報が発表された場合、各部は、区警戒本部からの連絡を受け、避難所担当<mark>課</mark>職員を指定避難所に派遣する。また、施設管理者は、区警戒本部からの連絡を受け、指定避難所へ職員を派遣する。<u>なお、指定動員職員(避難所初動対応要員)は土砂災害警戒情報が発表された場合、担当する指定</u>避難所へ自ら参集する。

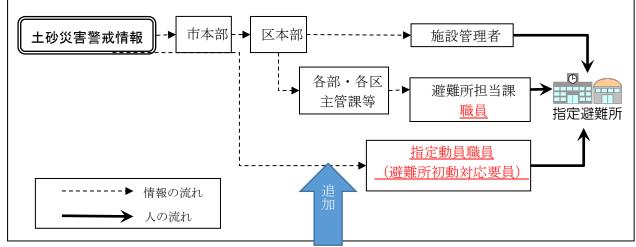
表現の修正

避難所開設について、新たに明

いて、新たに<sup>明</sup> 記

表現の修正

避難所開設について、新たに明記



### (3) 避難所の開設

風水害等が発生し又は発生するおそれがある場合の避難所の開設基準等は次のとおりとする。<u>なお、</u> <u>基本的に避難所担当課職員及び施設管理者が避難所を開設する。</u>

<避難所開設基準>

(超級)//////// (1)		
基準	開設者	
①河川の水位情報及び土砂災害発生の危険度により避難準備情報・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示 <u>(緊急)</u> を発令する場合	市災害対策本部 又は 市災害警戒本部	
②災害の前兆現象及び実災害の発生により避難勧告又は避難指示 <u>(緊急)</u> を発令する場合	区災害対策本部 又は 区災害警戒本部	
③施設管理者等から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認める場合	区災害対策本部 又は 区災害警戒本部	
④必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認 を行い、避難状況等から開設が必要と認める場合	区災害対策本部 又は 区災害警戒本部	

協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者を受け入れるものとする。 (避難所担当職員:第2章第12節「避難所運営計画」第2項(5)、施設管理者:第2章第12節「避難所運営計画」第2項(6)参照)

○ 上記にかかわらず、避難所担当職員及び施設管理者は、避難者等の状況により、あるいは事前

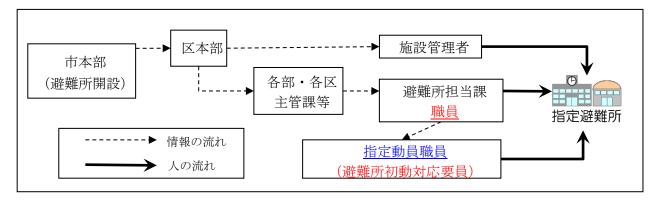
※指定避難所については、避難<del>準備情報</del>勧告等の<del>避難情報の</del>発令時点において避難所を開設する。<u>ただし、③、④の場合については、避難者の受け入れ時点において避難所を開設する。</u> ※①の場合において開設する避難所は、以下の資料を参照するものとする。

# (資料 6-17「避難勧告等発令に伴う開設避難所等一覧」参照)

※補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき適時開設する。

※福祉避難所の開設については、第13節「災害時要援護者への対応計画」で定める。

# 〈市本部による避難所開設情報伝達フロー〉



〈区本部による避難所開設情報伝達フロー〉

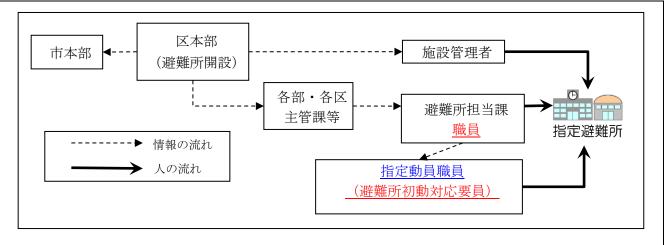
避難所開設について、新たに明記

避難勧告等に関 するガイドライ ンの修正

表現の統一 避難所開設について、新たに明記

表現の統一

避難所開設について、新たに明記



表現の統一

避難所開設について、新たに明記

### P102

第1部

第2章

第 12 節 避難所運営 計画

### 3. 避難所運営 〔関係各部、区本部〕

避難所担当職員及び施設管理者・職員は、基本的に、避難所周辺の安全が確認された場合で、一定期間 避難が継続する見込みがあるとき又は多数の避難者が訪れたときに、連合町内会等の地域団体と協働して 避難所を運営するとともに、「避難所運営委員会」の早期立ち上げに努め、避難者が自主的に管理運営でき る体制への移行を図る。

<避難所運営委員会組織図>

(略)

### (1) 各部の措置

各部は、避難所担当職員の派遣により、施設管理者<u>・職員</u>、地域団体、避難者、及び地域の各種団体等と連携した避難所運営に携わらせるとともに、適時交代職員を派遣し、適切な申送りをさせることにより、円滑な避難所運営のバックアップを図る。

### P103-105

第1部

第2章

第 12 節 避難所運営計画

### 3. 避難所運営 〔関係各部、区本部〕

(1)~(2) (略)

### (3) 避難所担当職員の措置

避難所担当職員は、地域団体、避難者、施設管理者等と連携しながら、避難所運営委員会による運営全般に携わるとともに、主に、区本部との情報伝達により避難所内の課題解決に向けた要請・調整を行う。

併せて、避難者のニーズの把握、災害時要援護者や<mark>男女のニーズ性別等によるニーズ</mark>への配慮、健 康管理やプライバシーへの配慮等に努める。

(4) (略)

# (5) 避難所運営委員会の活動

ア 避難者への配慮

① (略)

② 男女のニーズ性別等によるニーズの違いへの配慮

男女別の更衣スペースやトイレ、洗濯物干し場、授乳のためのスペースの確保等、<del>男女のニーズ性別等によるニーズの違い</del>に対する配慮<del>に努める<u>を行う</u>。また、避難所運営委員会への女性の参画に配慮し、女性のニーズの把握や相談が円滑に行われるよう配慮する<u>ことや災害時要援護者</u>等への配慮などの意見を取り入れた避難所運営を行う。</del>

③ (略)

# イ 避難所運営で行う主な活動

以下の活動について、避難者の積極的な参加を促し、避難所運営委員会を中心に実施する。

① 避難者の把握(名簿班)

避難者の状況確認や安否確認への対応を行うため、避難者名簿の作成を行い、区本部へ報告する。

避難所開設当初は多数の避難者により混乱を招くことがあるため、開設当初は人数の確認と報告に重点をおき、名簿の作成は避難所の状況を考慮して実施するなど、柔軟な対応により実施する。指定避難所の校庭等での車中泊による避難者についても、把握に努める。

なお、安否確認対応等による避難者名簿の作成・公開にあたっては、ドメスティック・バイオ レンスやストーカー被害等により居所を隠す必要のある避難者もいることに留意し、避難者カー ド(または簡易避難者カード)における避難者情報公表可否の確認を徹底する。

# ② 避難所の空間配置 (総務班)

避難所施設で定める施設の利用計画等に基づき、居住スペースや共有スペースの割り振りを行う。

表現の修正

表現の修正

避難所運営について、新たに明記

表現の修正

避難所運営について、新たに明記

表現の修正

居住スペースについては、可能な限り町内会等の地域のまとまりを生かすとともに、災害時要 援護者に配慮した割り振りを行う。 また、共有スペースについては、トイレ等必要性の高いものから確認・設置し、男女のニーズ 性別等によるニーズ等に配慮するとともに、使用ルールを明確にする等、円滑な運用に努める。 ③~⑤ (略) ⑥ 食料・物資の確保(食料物資班) 避難所内で必要な食料や物資について把握するとともに、不足する場合は要請し確保する。開 設当初は、避難所の備蓄物資、避難者が持参した家庭内備蓄等を活用するとともに、区本部あて に要請を行い、物資集配拠点からの支援開始後は、避難所へ配送を行う配送業者等に直接要請す 避難所運営につ る。 必要な食料や物資の把握を行う際は、毛布・食料・飲料水のほか、紙おむつ・おかゆ・粉ミル いて、新たに明 ク・生理用品・薬品等、災害時要援護者や女性等のニーズ、アレルギー疾患やプライバシーへ 4 配慮に努める配慮する。 (7) 救護・支援(救護班) けが人や急病人に対する応急処置や救急車の手配等、救護や支援を実施する。 また、車中泊によるエコノミークラス症候群の防止や避難長期化に備え、避難者の健康状態に 避難所運営につ 配慮するとともに、必要に応じて、ボランティアの要請や、医療機関への受入れの要請を行う。 いて、新たに明 ⑧ (略) 記 ⑨ トイレの確保(衛生班) トイレについては避難所開設当初から使用できる体制が必要であり、施設のトイレの使用可否 を早期に確認するとともに、被害状況により、用水を確保して使用したり、災害用簡易組立トイ レを設置する等、対応を決定する。 なお、災害用簡易組立トイレを設置する場合には、災害時要援護者や性別、プライバシーへの | 表現の修正 配慮に努める。配慮するとともに、夜間は照明を設置するなど安全性の確保にも配慮する。  $(10 \sim (11)$  (略) (6) 避難長期化対策(被害が甚大である場合) 被害が甚大である場合、避難生活の長期化が見込まれるため、以下の体制や環境の整備について適時 行うものとする。 ア (略) イ 生活環境の確保 避難生活が長期化する場合は、防犯などの安全確保や車中泊によるエコノミークラス症候群、ス トレス・衛生環境等への対策が必要となることから、間仕切りの設置等によるプライバシーの確保 や入浴・洗濯等の日常生活の確保、避難所での生活に関する相談・健康相談・指導を区本部と連携 しながら行う。 P108 3. 社会福祉施設等への応急対策 〔災対本部事務局、健康福祉部、子供未来部、教育部、区本部〕 第1部 (1)~(2) **(略**) 第2章 第 13 節 災害時要援 表現の修正 (3) 要配慮者利用施設への情報伝達 災対本部事務局は、洪水予報等及び避難<mark>情報勧告等</mark>を対象地区の要配慮者利用施設及び関係部に伝達 護者への対応計画 する。 要配慮者利用施設は、避難確保計画に基づき、洪水予報等の伝達を受けた場合は、入所者・通所者の 避難に向けた準備を開始し、また、避難<mark>情報勧告等</mark>の伝達を受けた場合は、入所者・通所者を避難所に 避難させるものとする。関係部は、施設の避難状況等を確認するものとする。 P117-118 第 15 節 緊急輸送計画 第1部 第2章 〔まちづくり政策部、財政部、市民部、経済部、都市整備部、建設部、会計部、消防部、交通部、各部、 第 15 節 緊急輸送計 区本部、宮城県警察本部〕 担当の明確化 画 1. ~2. (略) 3. 道路交通の確保 〔市民部、建設部、区本部、宮城県警察本部〕 P121 5. 空路輸送 第1部  $(1) \sim (3)$  (略) 第2章 (4) 空路輸送の拠点とするヘリコプターの離着陸場の選定 第 15 節 緊急輸送計 <離着陸場一覧> 区分 名 称 所在地 仙台空港 | 名取市下増田字南原 名称変更

P131 第1部 第2章 第17節 二次災害の 防止	原福岡訓練場	避難勧告等に関するガイドラインの修正
P141 第1部 第2章 第19節 燃料確保・ 供給計画	・避難準備 <mark>情報・高齢者等避難開始</mark> 、避難勧告又は指示 <u>(緊急)</u> の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関すること  4. 燃料供給ルートの確保 (1)~(3) (略)	
P150 第1部 第2章 第21節 行方不明者 の捜索・遺体の収容等 に関する計画	/ 广····································	

# P153-154 2. 災対本部事務局における対応 第1部 以下のような協定については、災対本部事務局において対応する。 第2章 なお、自衛隊との連携については別途定める。 第22節 応援協力要 $(1)\sim(5)$ (略) 請(受援)計画 (6) 事前準備 表現の修正 平時において、各協定等の締結先と応援要請を行った際の、 ○応援部隊受入場所 ○その場所における宿泊場所及び宿泊可能人数 ○ (可能な範囲での) 具体的な活動内容 等の受け入れに必要な事項を協議するとともに、応援受入訓練等を実施し、災害時に迅速かつ円滑に 応援部隊の受け入れが出来るよう準備すること。 3. 各部における対応 各部が所管する協定(以下、総合調整を要しない危機管理室関係の協定についても同じ。この場合、危 機管理室関係の協定に関する内容については、「各部」を「災対本部事務局」に読み替えるものとする。) に基づく各種応援の要請について、留意点を記載する。 (1) 応援の要請 各部において応援が必要と認める場合、あらかじめ調整した連絡先に対し応援要請を行う。協定等に 定められた方法で行うことを原則とするが、そのいとまがないなどやむを得ない場合には電話等の手段 により口頭で行うものとする。 応援の要請を行ったこと及びその後の経過については、<del>必要に応じ</del>災対本部事務局に連絡員等を通じ 報告するものとする。 (2) 協定先との調整等について 協定先等から先遣隊の派遣が行われる際には、<del>必要に応じ、要請を行った</del>原則として協定等を所管す る部において受入れを行うものとする。 また、先遣隊の派遣を要しない場合には、要請した応援部隊に対して、活動内容や活動場所について 十分に調整を行うものとする。 $(3) \sim (4)$ (略) <u>(5) 事前準備</u> 平時において、各協定等の締結先と応援要請を行った際の、 ○応援部隊受入場所 ○その場所における宿泊場所及び宿泊可能人数 ○ (可能な範囲での) 具体的な活動内容 等の受け入れに必要な事項を協議するとともに、応援受入訓練等を実施し、災害時に迅速かつ円滑に 応援部隊の受け入れが出来るよう準備すること。 P204 15. 社会福祉施設入所費用の減免 〔健康福祉部、子供未来部、区本部〕 第1部 養護老人ホーム、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設障害者支援施設への入 法改正による修 第2章 所費用について、災害により特に必要があった場合は、これを減免することができる。 正 第35節 民生安定の ための緊急措置に関 する計画 P207 24. 罹災証明書等の発行 [財政部、消防部、区本部] 表現の修正 第1部 (1) 罹災証明書(火災以外の原因に起因するもの) 第2章 災害対策基本法第90条の2<del>の規定により、災害による被害の程度に応じた適切な支援を図るため</del> 第35節 民生安定の 仙台市罹災証明等取扱要綱(平成28年2月9日危機管理監決裁)及び仙台市罹災証明等事務取扱要領 ための緊急措置に関 <u>(平成 28 年 2 月 10 日財政局長決裁)に基づき</u>、住家及び非住家(以下「住家等」という。)について する計画 <u>火災以外の災害(災害基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。)による</u>被害の<del>状況</del>程度 を調査し、市長が確認できる被害について罹災証明書を発行する。 ※ 以下本節において、「部」「区 本部」の表記については、災害警戒本部体制以下の場合は「局」「区役所」と読み替えるものとする。 ア 証明内容 罹災証明は、<del>災害対策基本法第2条第1号に規定する</del>火災以外の</u>災害によって被害を受けた住家 等について、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、流出、床上浸水及び床下浸水といった被害程度 の証明を行う。 イ 判定基準 「災害の被害認定基準について」(平成 13 年 6 月 28 日付府政防第 518 号内閣府政策統括官(防

<del>災担当)通知)に規定されている住家等の被害認定については、</del>内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成 <del>2125</del> 年 6 月改定 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災

者行政担当)) (以下「運用指針」という。) に示されており、この運用指針に基づき調査及びを参考 として財政局長が定める「建物被害調査のポイント」に基づき建物被害調査を実施し、被害程度の 判定を行う。 なお、災害発生時においては、内閣府より運用指針の改定や暫定的な運用等が発出される場合が <del>あることから、情報収集に努め、調整を図り、調査及び判定を行う必要がある。</del> ウ <del>発行事務処理</del>体制 受付、入力は区本部が主体となって実施し申請受付等は区が実施し、建物被害認定調査及び罹災 <u>証明書の</u>発行事務については財政部<u>主体でが</u>実施する。 P228 第1 航空災害の<mark>予防対策</mark>協定等</u>〔消防局〕 表現の修正 第2部 1. 仙台空港及びその周辺における<del>予防対策</del>災害協定等 第2章 航空機は燃料として大量の引火性液体を搭載していることから、トラブルの発生により、地上に墜落、 第3節 航空災害対 炎上等の事故が発生した場合、燃焼は急激に拡大することが予想され、また、広域にわたる多数の住民を 策 巻き込んだ人命危険が高い。 仙台国際空港の 本市は、平成6年4月の名古屋空港中華航空機事故を契機として、平成6年9月仙台空港事務所、名取 民営化に伴う修 市、岩沼市と平成28年6月に、仙台国際空港株式会社、名取市、岩沼市と「仙台空港及びその周辺にお ける消火救難活動に関する協定書」を締結し、市有消防力をもって消火救難活動に協力することとしてい る。 〔訓練の実施等〕 仙台国際空港の 空港及びその周辺における航空機に関する火災、若しくは、空港におけるその他の火災又はそれら 民営化に伴う修 の発生のおそれのある事態に際して、円滑な消火救難活動を確保するため<del>東京航空局仙台空港事務所</del> 仙台国際空港株式会社、仙台市消防局、名取市消防本部、岩沼市消防本部、宮城県、宮城県警察本部、 仙台市医師会、名取・岩沼市医師会、亘理郡医師会、日本赤十字社宮城県支部、その他空港関係機関 と緊密な連携のもとに、航空機事故対策訓練を毎年実施している。 P229 1. 組織・動員 第2部 航空機災害の対応は、「仙台空港及びその周辺における航空機災害発生時における消防隊の出動体制計 表現の修正 第2章 画」等「仙台空港における消火救難活動に関する計画」等別に定めるところにより、消防局が消火救難活 第3節 航空災害対 動を行うこととし、災害の状況により、必要がある場合は、災害警戒本部体制等所要の組織体制をもって 策 対応するものとする。 2. 仙台空港及びその周辺における応急対策 (1) 出動体制 仙台市消防局からの出動体制は、次のとおりである アー警戒出動 空港内又は空港周辺において、航空機事故が発生するおそれがあり、待機地点で待機する場合は、 指揮車、ポンプ車、救急車等 5 台が出動する。 <del>イ 災害出動</del> 空港内又は空港周辺において、航空機事故が発生した場合は、指揮車、ポンプ車、救急車等 18 台 が出動する。仙台市消防局は、「仙台空港における消火救難活動に関する計画」に基づき、必要な消 防隊が出動し、消火救難活動等を行う。 P230 2. 市域における鉄道施設の現況 第2部 本市域内の鉄道は、東日本旅客鉄道株式会社(東北新幹線、東北本線、仙石線、仙山線)と仙台市交通局 第2章 (高速鉄道南北線・東西線) のほか貨物を専門とする日本貨物鉄道株式会社、仙台臨海鉄道株式会社の4 地下鉄東西線の 第4節 鉄道災害対 事業者によりそれぞれ運行されている。これらの路線は、延長距離 115128.9km、通勤・通学等の利用者 開通による修正 策 49万人、1日の輸送貨物取り扱い量 4,830 t 等となっており、市民生活に欠かせない輸送手段となってい る。

